

Title	国民政府台湾移転以後の中華民国の体育とスポーツ
Sub Title	The physical education and sports in the Republic of China after the Nationalist Government's removal to Formosa
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1963
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.3, No.1 (1963. 9) ,p.9- 52
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00030001-0009

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国民政府台湾移転以後の中華民国の 体育とスポーツ

笹 島 恒 輔*

1. は じ め
2. 学 校 体 育
3. 体 育 教 員 の 養 成
4. 童 子 軍 教 育 と 軍 事 教 練
5. 体 育 団 体 と 競 技 会 の 開 催
 - A. 体 育 団 体
 - B. 競 技 会 の 開 催
6. 体 育 施 設 ・ 体 育 関 係 書
7. む す び

1. は じ め

清朝末期（阿片戦争以後）より中華民国初期（壬戌学制発布前まで）の中国における体育とスポーツについては体育研究所紀要第1巻第1号に、壬戌学制発布以後（1922年）中華民国政府台湾移転までの中国における体育とスポーツについては体育研究所紀要第2巻第1号に述べたが、⁽¹⁾
本号ではその続編として国民政府台湾移転以後の中華民国の体育とスポーツについて述べる。⁽²⁾

国共内戦の結果敗色の濃くなった国民政府では民国38年（1949年）1月国民党総統 蔣介石は⁽³⁾下野を声明し、国民政府は同年4月広東、10月重慶、つづいて成都と遷都し、民国38年12月9日に台湾省に移った。民国39年（1950年）3月に蔣介石はふたたび総統に復帰し、その政府機構をかため戦時体制をしき、本土恢復を策している。

国民政府は台湾移転以後米国の援助の下に党・政・軍の教育を徹底して革新して行ない、改造運動を実施し熱心に行したので数年で各方面で長足の進歩をとげたが、内部には種々の問題をはらんでいる。

体育・スポーツの面は他の方面の発展にくらべておくれしており、最近ようやく力を注ぎだしたのである。

(1) 体育研究所紀要第1巻第1号1～25頁。

(2) 体育研究所紀要第2巻第1号1～36頁。

* 慶應義塾大学体育研究所助教授

- (3) 民国34年(1945年)8月、日本の敗戦により太平洋戦争は終結し、民国26年7月日華事変以来の中国占領は終り、中国は国民政府の手にもどった。終戦と共に中国国民党と中国共産党の対立は激しくなり、国共合作は完全に破綻した。しかし米国の調停により国共停戦となり、1946年1月には重慶で政治協商会議が開催されたが、国民党が単独で憲法を制定し、民国36年1月にこれを公布したので国共の内戦となった。国民政府軍は始め優勢であったが、民国36年夏ごろからこれが逆となり、次第に各地を共産軍に占領され、民国38年(1949年)には国民政府は台湾に移転した。

2. 学 校 体 育

現在の中華民國の学校教育は民国35年(1946年)12月25日国民大会を通過し、民国36年(1947年)1月1日に国民政府が公布し、同年12月25日より施行された「中華民國憲法」の「第13章第5節教育と文化」に準拠して行なわれている。

(4)
学校制度は「民国学校法」の制度に従っており、学校の呼び方は国民学校(小学校)、初級中学(中学)、高級中学(高校)、専科学校(専門学校—短大)、大学となっており、その他に師範学校、工業・農業・水産等の実業学校がある。現在の中華民國の学校制度は在学年数は異なるが、旧学制時代の日本に非常に良く似ている。また、4・2制の実験中学(前の4年は基本学科に重点を置き後の2年は文科、理科に分れた教育をする)、初級中学卒業を入学資格とする5年制の専門学校も設けられている。実験中学の成績が良ければ将来は中学は総て4・2制に移行するとのことである。

現在の中華民國の義務教育は国民学校の6年間のみである。

中華民國の学校の施設は国民政府が台湾に移転して以後に新設されたものもあるが、大多数は、国立台湾大学——台北帝国大学、台湾省立師範大学——旧制台北高等学校、台湾省立成功大学——旧制台南高等工業というように日本時代の施設に手を加えて使用している。

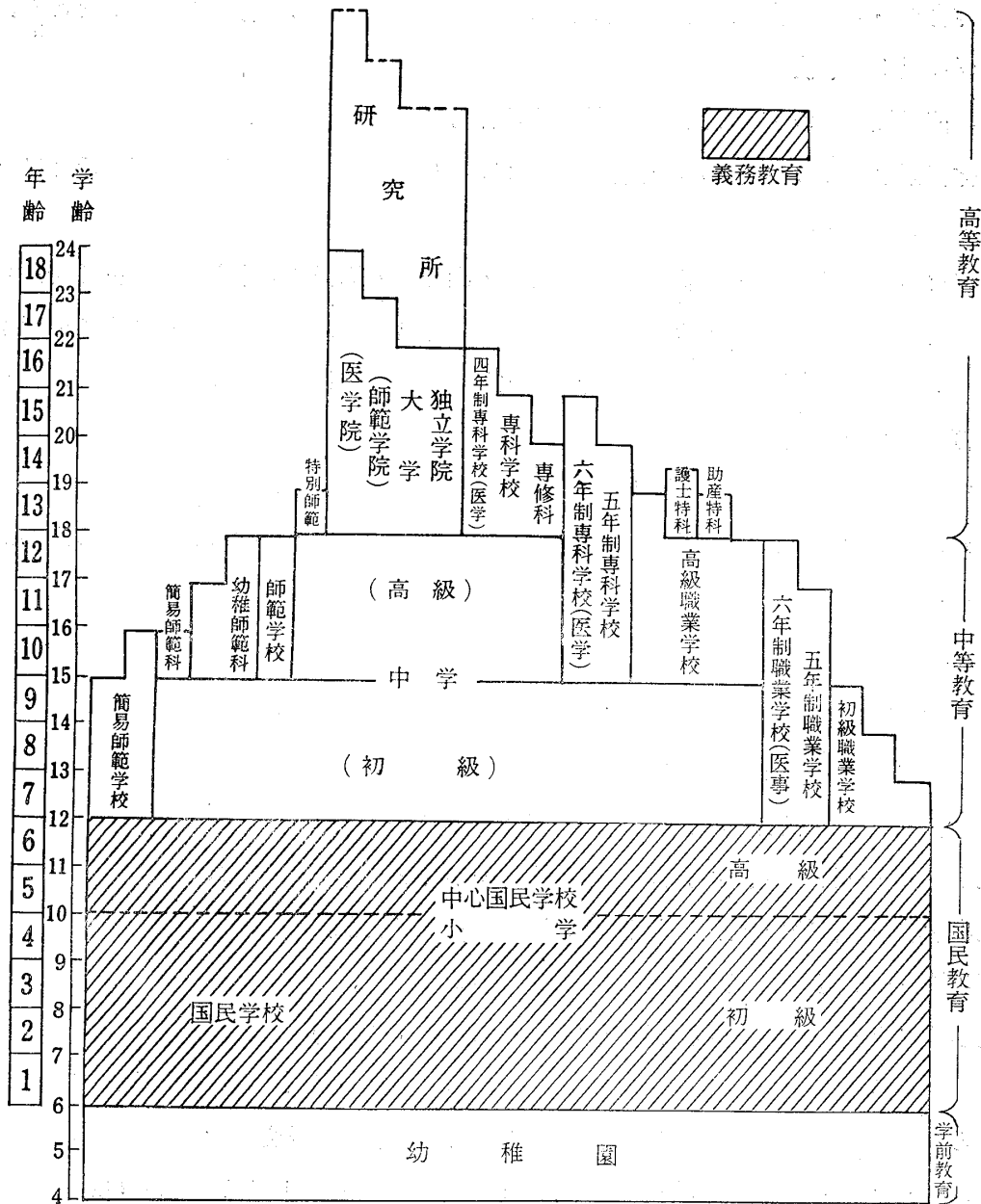
I. 学校体育の機構

小 学 校

小学校の体育機構は各学校の実情により3種類に分けられる。

1. 体育専任教員を有する学校——体育専任教員、専任以外の体育担任教員、幼童軍指導員、各クラス担任、校医、看護婦で体育委員会を組織し、体育専任教員が主任となり全校の体育衛生教育と幼童軍の訓練について討議し、校長の決定後実施する。
2. 体育専任教員を有しない学校——校長、各クラス担任、体育担当教員、幼童軍指導員、校医、看護婦で体育委員会を組織し校長が主任となり全校の体育衛生教育と幼童軍訓練を計画し実施する。

第1図 現 行 学 制 (5)



3. 単級，短期，簡易小学校——校長または指定された教員が全校の体育衛生教育と幼童軍訓練の計画について責任を負う。
(6)

中 学 校

(修正中等学校体育实施方案，民国46年3月修正)

1. 25学級以上の学校には体育処を設けその下に体育と衛生の両組を設ける。
2. 25学級以下の学校では体育衛生組を設ける。
3. 体育処の主任 (体育組組長) 或いは体育衛生組の組長は体育教員がその任に当る。
4. 体育処 (組) は 定期に体育会議を開き全校の体育施設について審議し，体育会議の規約

を定め、その報告を主管機関に送らなくてはならない。

5. 体育処主任は、校務、教務、訓導、事務の各会議に出席して行政上の連絡をとる。⁽⁷⁾

専門学校以上の学校

1. 専門学校以上の学校は訓導処に隷属する体育衛生組を設ける。
2. 体育衛生組には主任1人、体育指導員（体育担当教員の兼務）および医師、看護婦を置き事務を分担する。
3. 体育衛生組以外に各校は、校長・教務長・訓導長・総務長・体育衛生組主任・各学部長・体育科目の教授、講師ならびに校医と教授中の体育衛生に熱心な者1～3人で体育衛生委員会を組織し、全校の体育衛生の計画・改善を行なう。体育衛生委員会はその規約を定め教育部に報告する。

となっており、以上のごとき組織で学校の体育は運営されている。

訓導処とは生活管理と課外活動の管理をする所で、一般の学校の体育教員はこの訓導処に属している。⁽⁸⁾

II. 体 育 授 業

台湾に移転した中華民國の体育の授業は、

国民学校——小学体育課程標準，民国31年（1942年）3月公布。

初級中学校——初級中学体育課程標準，民国39年（1950年）12月公布。

高級中学校——高級中学体育課程標準，民国39年12月公布。

師範学校——師範学校体育課程標準，民国31年9月公布。

専門学校以上——暫行大学体育課程綱要，民国25年（1936年）2月公布。

によっているが、国民学校と初級中学校、高級中学校の各教科については時代に適するように改訂することになり、民国48年（1959年）1月に改訂に関する委員会が設けられ数年にわたり検討を重ねた結果、「修訂国民学校課程標準」、「修訂中学課程標準」が公布され（民国51年—1962年—7月）、民国52年（1963年）度からこの課程標準による授業を実施することになっている（中華民國の新学年は欧米式に秋から始まる）。師範学校も教員の質の向上のために師範専門学校に移行中であり、10校ある師範学校のうち台北師範と台中師範では既に師範専門学校の授業を開始している。

この課程標準の改訂は初級中学までを義務教育とするという考えのもとに行なわれ、また、高級中学を文科、理科に分け、初級中学と高級中学の課目の重複を避けるために行なわれたのである。

A. 旧課程標準

台湾に移転直後の体育の目標，授業時数，授業内容は，

体育の目標⁽⁹⁾

小学校

1. 児童の身体各部の機能を平均的に発育させることを促進し，健康で美的な体格を鍛錬する。
2. 児童の身体の健康と知能を増進し，手足の勤労の習慣と興味を養成する。
3. 児童が群衆活動を好むという天性に順応し，規律生活を訓練し，団体生活の道徳を遵守させる。

初級中学校

1. 身体を鍛錬し，機能と体力を十分に発育させる。
2. 公民道徳を教育し，団体精神を発揚する。
3. 生活上と国防上の基本技能を訓練する。
4. 衛生の習慣と衛生に注意する態度を養成する。

高級中学校

初級中学校に同じ。

師範学校

- 1.～4.は初級中学校に同じ。
5. 小学校の体育の授業と民衆の体育指導を担当する知識と技能を教育する。

授業時数⁽¹⁰⁾

国民学校

第1～第3学年	週	120分
第4学年	週	150分
第5・第6学年	週	180分

朝の体操（または授業中の体操）

課外活動

初級中学校

1. 各学年週2時間。（1時間は50分）
2. 朝の体操（または授業中の体操）毎日15分～20分
3. 課外活動は毎日50分を原則とし少なくとも週3時間実施（童子軍の課外活動と同時にこなしても良い）。
4. 競技会，運動会，野外活動の時間は定めない。

高級中学校

1. 各学年週2時間（1時間は50分）。
2. 朝の体操（または授業中の体操）毎日15分～20分。
3. 課外活動は毎日50分を原則とし少なくとも週3時間実施。
4. 競技会、運動会、野外活動の時間は定めない。

師範学校

1. 第1・2学年週3時間（1時間学科）。第3学年週2時間（実技のみ、小学校体育の実習は正課の時間内に行なう）。
2. 朝の体操（または授業中の体操）毎日15分～20分。
3. 課外活動は毎日50分を原則とし、少なくとも週3時間実施。

授業内容
(II)

国民学校

第1・第2学年

1. 整列法・歩法、 2. 徒手体操、 3. リズム運動、 4. 遊戯、 5. 簡易マット運動。

第3・第4学年

第1・第2学年の科目の外に競技。

第5・第6学年

1. 歩法、 2. 徒手体操、 3. リズム活動、 4. 遊戯、 5. マット運動、 6. タンブリ
ング、 7. 競技、 8. 球技、 9. 国術（女子は国術を除く）。

初級中学校

各学年の教材の種類と、男子、女子の百分比は、

教材の種類	学 年		第 1 学 年		第 2 学 年		第 3 学 年	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
1. 体 操	10 %	10 %	10 %	10 %	5 %	5 %		
2. リ ズ ム 運 動	5	25	5	25	5	25		
3. 遊 戯	20	15	15	10	10	10		
4. 巧 技	15	10	15	10	20	10		
5. 球 技	10	10	15	15	15	15		
6. 競 技	15	10	15	10	20	10		
7. 自 衛 活 動	10	5	10	5	10	5		
8. 水 上 及 び 氷 上	10	10	10	10	10	10		
9. そ の 他	5	5	5	5	5	5		

(附 記)

1. 各校の環境と需要によりこの % に伸縮を加える。
2. 水上及び氷上の設備の無い所ではその % を巧技、競技、自衛活動に移す。

3. 体操——歩法，走法と各種体操。
4. リズム運動——各種舞踊。
5. 遊戯——正式，非正式遊戯。
6. 巧技——マット運動，組運動。
7. 球技——各種の普通行なわれているもの。
8. 競技——陸上競技，クロスカントリー，各種障害，リレー，個人・団体の競技。
9. 自衛活動——拳術，相撲，レスリング等。
10. 水上及び氷上の運動——水泳，ボート，スケート等。
11. その他の運動——登山，弓，自動車，露営，⁽¹²⁾ 毬子等。

となっている。

各校は以上の教材の外に体育常識を適時授業することになっている。また体育館のない学校は雨天や運動場の使用出来ない時に教室内で体育常識を教え，同時に適当な室内遊戯を行なう。

高級中学校

各学年の教材の種類と，男子，女子の百分比は，

教材の種類	学 年		第 1 学 年		第 2 学 年		第 3 学 年	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
1. 体 操	5 %	5 %	5 %	5 %	5 %	5 %	5 %	5 %
2. リ ズ ム 運 動	5	25	5	25	0	25	0	25
3. 遊 戯	10	10	5	5	5	5	5	5
4. 巧 技	20	20	20	20	20	20	20	20
5. 球 技	15	15	20	20	20	20	20	20
6. 競 技	20	15	20	15	20	15	20	15
7. 自 衛 活 動	10	5	10	5	15	5	15	5
8. 水 上 及 び 氷 上	10	10	10	10	10	10	10	10
9. そ の 他	5	5	5	5	5	5	5	5

(附 記)

1. 各校の環境と需要によりこの % に伸縮を加える。
 2. 水上及び氷上の設備の無い所ではその % を巧技，競技，自衛活動に移す。
 3. 体操——歩法，走法と各種体操。
 4. リズム運動——各種舞踊と舞劇。
 5. 遊戯——各種の正式，非正式遊戯。
 6. 巧技——マット運動，器械運動，組み運動。
 7. 球技——各種の普通行なわれているもの。
 8. 競技——陸上競技，クロスカントリー，各種の障害，リレー等，個人と団体の競技。
 9. 自衛活動——拳術，銃剣術，剣術，相撲，レスリング等。
 10. 水上と氷上運動——水泳，水球，救助法，ボート，スケート等。
 11. その他の運動——騎射，操縦（自動車，オートバイ），露営，グライダー，落下傘降下。
- となっている。

各校は以上の教材の外に体育常識を適時授業する。体育館のない学校は雨天や運動場の使用出来ない時には教室内で体育常識を教え，同時に適当な室内遊戯を行なう。

師範学校

実技

各学年の教材の種類と男子、女子の百分比は、

学 年 教材の種類	第 1 学 年		第 2 学 年		第 3 学 年	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
1. 体 操	10 %	10 %	10 %	10 %	5 %	5 %
2. リズム運動	10	25	10	25	0	25
3. 遊 戯	10	15	10	15	10	10
4. 巧 技	20	10	20	10	20	10
5. 球 技	15	15	15	15	20	15
6. 競 技	10	10	15	10	15	10
7. 国 術 (または自衛活動)	10	5	10	5	10	5
8. 水上及び氷上	10	10	10	10	10	10
9. 成人の休暇活動					10	10

(附 記)

1. 実技の時間の % はこの表によるが、各校の環境と需要によりこの % に伸縮を加える。
2. 第3学年の体育の教育実習は各校がその需要によって自ら決定する。
3. 体育館の無い学校で雨天や運動場の使用出来ない時には実技の時間を講義の時間と振り替えることができる。
4. 水上及び氷上の設備の無い所ではその % を競技、球技、巧技(男)、リズム運動(女)の3種目に移す。
5. 成人の休暇活動は小学校の体育教師が成人班、婦人班の指導を兼務した時の指導法について教授する(レクリエーション活動)。

学 科

第1学年

体育概論(前期)、小学校体育教材と教授法(後期)。

第2学年

小学校体育教材と教授法(前期)、身体検査、小学輔導社会体育(後期)となっている。

「修正中等学校体育实施方案」(民国46年—1957年—3月教育部修正公布)により、

1. 身体の虚弱或は身体に欠陥のある生徒はその人数により1班或いは数班に分けて特別訓練(和緩運動と改正体操等)を実施する。
2. 体育常識の授業は每学期 10/100~20/100 時間とする。
3. 職業学校の体育は毎週1時間、師範学校の体育は暫定的に第1・第2学年は週2時間、第3学年は週1時間、体育専修課程のものは毎週一律に3時間。
4. 体育施設の基準は、

中華民国の体育とスポーツ

		学 生 数		
		500 人以下	501人~1,000人	1,000人以上
総 面 積 (平方米)		8,000~15,000	15,000~20,000	30,000~40,000
体 育 館	幅	15.5 米	18.5 米	24.5 米
	長 さ	28.5 米	29.5 米	31.5 米
	高 さ	6.7 米	6.7 米	6.7 米
陸 上 競 技 場		4,000~12,000 平方米		
サ ッ カ ー 場		1	1	2
小 サ ッ カ ー 場		2	2	6
ソ フ ト ボ ー ル 場		1	1	4
バ ス ケ ッ ト ボ ー ル コ ー ト		2	3	10
バ レ ー ボ ー ル コ ー ト		2	4	8
器 械 体 操 場		300 ~ 800 平方米		
遊 戯 運 動 場		500 ~ 1,000 平方米		

(附 記)

1. 陸上競技場には200~400米のトラックと跳躍場を備えなくてはならない。
2. サッカー場、小サッカー場、ソフトボール場等は陸上競技場と共用して良い、ただし、相当の空地を有する学校は分けて設けるのが望ましい。
3. 遊戯運動場は、遊戯、拳術、舞踊及びその他の運動のために設ける。
(13)

B. 新 課 程 標 準

民国52年(1963年)の新学年より実施される国民学校、中学校の修訂体育課程標準の体育の目標、授業時数、授業内容は、

体 育 の 目 標

国民学校中高学年

1. 児童に強健な体と魄力を教育する。
 - (1) 身体各部の機能の均衡のとれた生長と発育を促進する。
 - (2) 身体各系統の効果的正常の発展を促進する。
 - (3) 健康で美的な形態を教育する。
 - (4) 勇敢、冒険、堅忍、奮闘等の精神を教育する。
 - (5) 積極、楽観、進取等の態度を教育する。
2. 児童が身体を動かす基本的方法と能力を指導する。
 - (1) 各種の遊戯運動の方法と技能を指導する。

- (2) 身体の判断と自制能力を教育する。
 - (3) 臨機応変の能力を教育する。
 - (4) 生産・労働等の生活能力を増進する。
3. 児童の楽しみの生活を充実させる。
- (1) 野外生活の興味と能力を教育する。
 - (2) 遊戯・運動に対する興味を発揮させる。
 - (3) 遊戯・運動の技能を教育し休日の生活を充実させる。
4. 児童に保健の知識と習慣を指導する。
- (1) 身心を保護し健康的方法を指導する。
 - (2) 清潔を重視し、衛生的な態度習慣を教育する。
 - (3) 身体の欠点を矯正する知識と能力を増進させる。
 - (4) 安全法・救急法の知識と能力を増進させる。
5. 児童に団体生活の基礎を確立する。
- (1) 自治・自制・互助・合作・集団を楽しむ等の精神を培養する。
 - (2) 同情・友愛・礼譲・個人を尊敬等の美德を教育する。
 - (3) 公正・遵法・誠実・時間厳守・責任等の美德を教育する。
 - (4) 正常な社交的態度と能力を教育する。
 - (5) 組織と指導的能力、服従の精神を教育する。
(14)

初級中学校

1. 身体を鍛錬し、活力を高め、体格を平均に發育させる。
2. 運動競技中、公正・守法・服従・責任・互助・合作等の良い徳性を培養する。
3. 運動を愛好する習慣を養成し、生活を楽しむ基礎を確立する。
4. 運動の基本技能を培養し、安全・自衛等生活適應の能力を増進する。
(15)

高級中学校

1. 身体を鍛錬し、活力を高め、体格を充分に發育させる。
2. 運動競技中に公民道徳と団体合作の精神を培養する。
3. 運動を愛好する習慣を養成し、健全な心理を培養し、生活をたのしむ基礎を確立する。
4. 運動技術を訓練し、身体使用の効率と安全自衛等の生活適應の能力を増進させる。
(16)

授業時数

国民学校

第1・第2学年——唱歌遊戯で週180分。

第3・第4学年——週120分で30分の授業を4回行なう。

第5・第6学年——週150分で30分の授業を5回行なう。

朝の体操毎日10分。

休憩時間の運動——毎日20分～30分，第2時限と第3時限の間に行なう。

課外活動——週少なくとも3回，毎回30分～40分宛行なう。

その他競技会，運動会の時間は随時斟酌して定める。
(17)

初級中学校

1. 各学年共に週2時間。
2. 朝或いは授業間の体操毎日15分。
3. 課外活動は毎週少なくとも120分。
(18)

高級中学校

初級中学校に同じ。
(19)

授 業 内 容

国民学校

中・高各学年の教材の種類とその百分比は，

種 類	学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	第 5 学 年		第 6 学 年	
				男 子	女 子	男 子	女 子
遊 戯		25 %	20 %	10%	15%	10%	15%
舞 踊		20	20	10	15	10	15
巧 技		15	15	20	15	20	15
陸 上 競 技		15	15	20	15	20	15
球 技		10	15	25		25	
体 操		5	5	5		5	
秩 序 運 動		5	5	5		5	
そ の 他		5	5	5		5	

(附 記) 上記の百分比は各校の環境・需要と教育設備により調整する。

教材内容は，

第3学年

遊戯——鬼あそび，推測遊戯，リレー遊戯，郷土遊戯，ボール遊戯，縄跳遊戯，器械遊戯。

舞踊——基本動作，舞踊の歩法，簡易なフォークダンス。

巧技——マット，平均台，跳箱，鉄棒，よじのぼり

陸上競技——40米走（直立），立幅跳，軟式野球ボール投，リレー。

球技——ドッジボール（円形），少年バスケットボール準備のための遊び。

体操——徒手体操。

秩序運動——各種基本動作，集合，解散，隊形方向変換，行進，歩法の変化。

その他——水上の遊び，雪上の遊び，氷上の遊び。

第4学年

遊戯——第3学年に同じ。

舞踊——第3学年に同じ。

巧技——第3学年に同じ。

陸上競技——60米走，立幅跳，ソフトボール投，リレー。

球技——第3学年の科目，小型サッカー準備のための遊び（ゴムマリで代える），ソフトボールの準備遊戯。

体操——第3学年に同じ。

秩序運動——第3学年に同じ。

その他——水泳基本動作，スキー基本動作，スケート基本動作。

第5学年

遊戯——第4学年の課目から推測遊戯を除き障碍遊戯を加える。

舞踊——基本動作，舞踊の歩法，民族舞踊，各国のホークダンス。

巧技——第4学年に同じ。

陸上競技——第4学年の科目，80米走，走幅跳，走高跳。

球技——第4学年の科目，サッカーの基本動作と遊戯，ソフトボール（少年野球）の基本動作と遊戯。

体操——第4学年に同じ。

秩序運動——第4学年に同じ。

その他——第4学年の科目，国術。

第6学年

遊戯，舞踊，巧技，体操，秩序運動は第5学年に同じ。

陸上競技——第5学年の科目，100米走。

球技——ドッジボール，少年バスケットボール，少年サッカー，ソフトボール或いは少年野球。

その他——水泳，スキー，スケート，国術。

となっている。（教科内容の詳細については略）

(20)

国民学校（中学校も同じ）の体育課程中に，南国の台湾なのに雪，氷に関するものが何故にあるのかと疑問を抱くであろうが，これは大陸に復帰した際にすぐに全国に適用できるために入

れてあるものである。

また、第1・第2学年の唱遊のうち遊戯の目標と授業内容は、

目 標

1. 児童の遊戯運動の興味と能力を發展させる。
2. 児童の優良な基本習慣を養成する。
3. 児童に良い団体生活を教育する。

教 材 内 容

第1学年

リズム運動——基本歩法，自然動作，模倣動作及び表情にとみ故事の意義を持つリズム運動，簡易に楽器に調子を合わせる。

遊 戯 運 動——おいかけっこ，跳躍，避ける，投擲，よじのぼり，簡易マット，低平均台，球技等の遊戯，競技，推測，模倣，感覚，リズム，演技，計算等の各種の簡易な室内外の遊戯，遊戯器械の使用。

第2学年

リズム運動——第1学年の科目，基本歩法，簡易な舞踊。

遊 戯 運 動——第1学年の科目，低跳箱，低鉄棒の経験，水上・氷上の遊戯。⁽²¹⁾

となっている。

中 学 校

中学校においては初級中学校，高級中学校共に教材は主教材と選択教材とに分かれ，主教材は最低全授業時数の70%，選択教材は最高全授業時数の30%の範囲内で実施すると規定されている。

初級中学校

主教材の種類，要項，百分比は（最低全時数の70%実施），

教材種類	性別	百分比	教材要項
1. 体 操	男	15%~30%	徒手，マット，鉄棒，跳箱，組
	女	10%~15%	徒手，マット，鉄棒，跳箱
2. 遊 戯	男	10%~15%	追いかけて，リレー，力くらべ，球技の予備遊戯
	女	10%~15%	
3. 陸 上 競 技	男	20%~25%	短距離，長距離(1,500~2,000)，リレー，ハードル，走幅跳，走高跳，砲丸投或いはソフトボール投
	女	15%~20%	短距離，長距離(800~1,000)，リレー，ハードル，走幅跳，走高跳，砲丸投或いはソフトボール投

中華民國の体育とスポーツ

4. 球 技	男	25%~30%	サッカー、バスケットボール、バレーボール、軟式野球或いはソフトボール
	女	15%~20%	バスケットボール、バレーボール、ソフトボール、バドミントン或いは追羽根
5. リズム運動	男		
	女	20%~30%	基本動作、基本歩法、基本姿勢、舞踊

である。

選択教材の種類と要項

教材種類	教材要項
1. 自衛活動	国術、相撲、柔道、拳撃、撃剣、弓等
2. 水上運動	水泳、飛込、ボート、水上スキー、水球、救助法等
3. 氷上及雪上運動	スケート、スキー、アイスホッケー等
4. その他の運動	庭球、ラグビー、ホッケー、ハンドボール、登山、クロスカントリー、騎射、グライダー、自動車等

(附 記)

1. 上記の教材は男女学生の身心の状態に応じて選択する。
2. 教材の内容は各地の実情に応じて訂正して実施する。
3. 教材の項目に記載されていない種目については各地の実情により選択して実施し得る。
4. 選択教材の授業は最低全授業時数の100分の5は実施しなくてはならない。

主教材の各学年の授業時数は、

教材種類	性別	百分比	3学年 総時数	各 学 年 時 数		
				第1学年	第2学年	第3学年
1. 体 操	男	15%~30%	27~54	9~18	9~18	9~18
	女	10%~15%	18~27	6~9	6~9	6~9
2. 遊 戯	男	10%~15%	18~27	7~11	6~9	5~7
	女	10%~15%	18~27	7~11	6~9	5~7
3. 陸上競技	男	20%~25%	36~45	11~14	12~15	13~16
	女	15%~20%	27~36	7~11	9~12	11~13
4. 球 技	男	25%~30%	45~54	15~18	15~18	15~18
	女	15%~20%	27~36	9~12	9~12	9~12
5. リズム運動	男					
	女	20%~30%	36~54	12~18	12~18	12~18
総 計	男	70%~100%	126~180	42~61	42~60	42~59
	女	70%~100%	126~180	41~61	42~60	43~59

(附 記)

1. 每学期試験の時間を除き実際の授業は15週間とし、3学年合計180時間。
2. 球技については男子は3学年で各種目とも少なくとも10時間宛実施、女子は4種目のうち3種目を実施し、3学年間に各種目は少なくとも9時間宛実施する。

各学年の主教材の内容は、

第1学年

体操——徒手体操，マット，鉄棒，跳箱。

遊戯——鬼あそび（4種），リレー遊戯（3種），ボール遊戯（3種），力くらべ（2種），球技の予備遊戯（2種），計14種。

陸上競技——短距離，長距離，リレー，走幅跳。

球技——サッカー，軟式野球（男子），バスケットボール，バレーボール，ソフトボール（男女），バドミントン或いは追羽根（女子）。

リズム運動——基本動作，基本歩法，基本姿勢，舞踊（フォークダンス2種，練習舞踊1種）。

第2学年

体操——第1学年の科目，男子は他に組体操。

遊戯——鬼あそび（3種），リレー遊戯（3種），ボール遊戯（2種），力くらべ（2種），球技の予備遊戯（2種），計12種。

陸上競技——短距離，長距離，ハードル，走高跳。

球技——第1学年に同じ。

リズム運動——基本歩法，舞踊（フォークダンス6種，練習舞踊1種，体操舞踊1種）。

第3学年

体操——第2学年に同じ，ただし女子は鉄棒を除く。

遊戯——鬼あそび（2種），リレー遊戯（2種），ボール遊戯（2種），力くらべ（2種），球技の予備遊戯（2種），計10種。

陸上競技——長距離，ハードル，走高跳，砲丸投或いはソフトボール投。

球技——第2学年に同じ。

リズム運動——基本歩法，舞踊（フォークダンス8種，体操舞踊1種，古典舞踊1種）。

（教科内容の詳細については略）

高級中学校

主教材の種類，要項，百分比は（最低全時数の70%実施），

中華民国の体育とスポーツ

教材種類	性別	百分比	教材要項
1. 体操	男	15%~25%	徒手, マット, 鉄棒, 平行棒, 跳箱, 組
	女	10%~15%	徒手, マット, 跳箱, 平均台
2. 遊戯	男	5%~10%	追いかっこ, リレー, ボール, 力くらべ, 球技の予備遊戯
	女		
3. 陸上競技	男	25%~30%	短距離, 中距離, 長距離(2,000~3,000), リレー, ハードル, 走幅跳, 走高跳, 三段跳, 砲丸投
	女	15%~20%	短距離, 長距離(5分間走), リレー, ハードル, 走幅跳, 走高跳, 砲丸投
4. 球技	男	25%~35%	サッカー, バスケットボール, バレーボール, 野球
	女	15%~20%	バスケットボール, バレーボール, ソフトボール, バドミントン或いは追羽根
5. リズム運動	男		
	女	25%~35%	基本歩法, 基本姿勢, 舞踊

である。

選択教材の種類と要項は初級中学と同じ。

主教材の各学年授業時数は、

教材種類	性別	百分比	3学年 総時数	各学年時数		
				第1学年	第2学年	第3学年
1. 体操	男	15%~25%	27~45	9~15	9~15	9~15
	女	10%~15%	18~27	6~9	6~9	6~9
2. 遊戯	男	5%~10%	9~18	4~8	3~6	2~4
	女	5%~10%	9~18	4~8	3~6	2~4
3. 陸上競技	男	25%~30%	45~54	13~16	15~18	17~20
	女	15%~20%	27~36	11~13	9~12	7~13
4. 球技	男	25%~35%	45~63	15~21	15~21	15~21
	女	15%~20%	27~36	9~12	9~12	9~12
5. リズム運動	男					
	女	25%~35%	45~63	15~21	11~19	19~23
総計	男	70%~100%	126~180	42~61	42~60	42~59
	女	70%~100%	126~180	41~61	42~60	43~59

(附 記)

1. 每学期試験の時間を除き実際の授業は15週間とし、3学年の合計180時間。
2. 球技については、男子は3学年間に各種目とも少なくとも10時間宛実施、女子は4種目のう

ち3種目を実施し、3学年間に各種目は少なくとも9時間宛実施する。

各学年の主教材の内容は、

第1学年

体操——徒手、マット、鉄棒、跳箱(男女)、
平行棒、組(男子)、平均台(女子)。

遊戯——鬼あそび(1種)、リレー遊戯(2種)、
ボール遊戯(2種)、力くらべ(2種)、
球技の予備遊戯(1種)、計8種。

陸上競技——短距離、長距離、リレー、走幅
跳。

球技——サッカー、野球(男子)、ソフトボー

ル、バドミントン或いは追羽根(女子)、バスケットボール、バレーボール(男女)。

リズム運動——基本歩法、基本姿勢、舞踊。

第2学年

体操——第1学年に同じ。

遊戯——鬼あそび(1種)、リレー遊戯(2種)、ボール遊戯(1種)、力くらべ(1種)、球技の
予備遊戯(1種)、計6種。

陸上競技——中距離、長距離、ハードル、走高跳(中距離は男子のみ)。

球技——第1学年に同じ。

リズム運動——舞踊(フォークダンス4種、古典舞踊1種、現代舞踊1種、創作舞踊1種)。

第3学年

体操——女子は跳箱を除くほかは第2学年に同じ。

遊戯——鬼あそび(1種)、リレー遊戯(1種)、ボール遊戯(1種)、力くらべ(1種)、計4種。

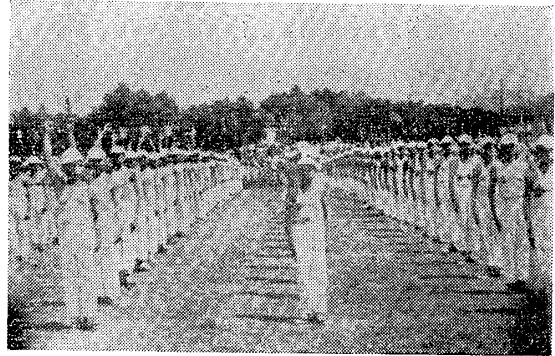
陸上競技——中距離、長距離、三段跳、砲丸投(中距離と三段跳は男子のみ)。

球技——第2学年に同じ。

リズム運動——第2学年に同じ。

となっている。(教科内容の詳細については略)

第1図 中学校の授業



C. 修訂師範学校草案

国民学校、中学校の課程標準の改正にともなって民国51年(1962年)4月に「修訂師範学校課程標準草案」が公布され目下研究されている。国民学校、中学校の修訂草案は民国49年(19

60年) 12月に公布され研究の上民国 51 年 7 月に改正課程標準が公布され、民国52年度から実施となったので、師範学校の改正課程標準もまもなく公布されるものと思われる。

また、草案と改正課程標準とはたいした変更はないと考えられる。

修訂師範学校課程標準草案によると、

体 育 の 目 標

1. 身体を鍛錬し、活力を高め、身体を十分に発育させる。
2. 優良な品德を培養し、団体精神を発揚する。
3. 身体の能力を増進し、以て生活の要素に適応させる。
4. 運動愛好の習慣を養成し、運動に際して進んで他人を指導し、生活を楽しむ基礎を確立する。
5. 体育知識を充実させ、教授能力を培養し、国民学校の体育を授業する任にたえさせる。

授 業 時 数

1. 第1学年毎週2時間、第2・第3学年毎週1時間。
2. 朝の体操または課業時間の間の体操毎日15分。
3. 課外運動毎週少なくとも120分。

授 業 内 容

教材の種類、要項、百分比は、

教材種類	性別	百分比	教材要項
1. 遊 戯	男	10%~15%	球技の予備遊戯、鬼あそび、競走遊戯、リレー遊戯、郷土遊戯、障碍遊戯、負荷遊戯
	女	15%~20%	
2. リズム運動舞	男	10%	唱歌遊戯、模倣動作、基本歩法、舞踊歩法、民族舞踊、フォークダンス
	女	20%	
3. 巧 技	男	15%~20%	マット、鉄棒、平行棒、跳箱、平均台、組
	女	10%~15%	
4. 陸 上 競 技	男	15%~20%	短距離、中距離、長距離、リレー、立幅跳、走幅跳、砲丸投、ソフトボール投
	女	10%~15%	
5. 球 技	男	20%~25%	ドッジボール、小サッカー、バスケットボール、バレーボール、軟式野球
	女	15%~20%	
6. 体 操	男	5%	徒手体操、縄跳
	女	5%	

中華民國の体育とスポーツ

7. 秩序運動	男	5%	姿勢, 行進, 礼節, 整列動作, 隊形変換
	女	5%	
8. その他	男	20%~0%	水上, 氷上, 雪上の運動, 自衛活動(国術, 拳撃, 剣術等), その他の運動
	女	20%~0%	水上, 氷上, 雪上の運動, 自衛活動(国術, 剣術等), その他の運動
総計	男	100%~100%	
	女	100%~100%	

(附 記)

1. その他の項目は各校の実状と必要性により選択実施する。
2. その他の項目を実施しない場合には規定運動項目の教材要項以外の教材を実施して規定の百分比を充足する。
(24)

師範学校体育専攻科

目 標

1. 体育の専門知識を授け, 学生に対して体育をより一層理解させ, 以て国民学校の体育の効果を増進させることを期す。
2. 体育教育の原理を授け, 国民学校体育の知識と技能を充たして授業させる。

授 業 時 数

第2学年毎週2時間。每学期(2学期制)15週計算で2学期で60時間。

授 業 内 容

体育理論, 実習, 相互研究。

第1学期 体育原理, 体育教材, 体育教授法。

第2学期 体育行政, 体育史実, 審判法, 指導法。

教 材 大 綱

教材名称	百分比	授業 総時数	教材内容	授業 時数
1. 体育原理	10%	6	1. 体育の意義 2. 体育とその他の学科の関係 3. 体育道徳と運動精神	1 4 1
2. 体育教材と教授法	40%	24	1. 体育教授の簡約原理 2. 体育教育計画(教材の分配と進度) 3. 各種運動の教育要点 4. 体育成績・考査 5. 実習或いは相互研究	4 4 10 2 4
3. 体育行政	20%	12	1. 学校体育組織と行政の範囲 2. 体育規則	1 1

中華民國の体育とスポーツ

			3. 運動場の設備と管理	4
			4. 校内競技と運動会	2
			5. 学校代表隊の選抜と組織	2
			6. 実習或いは相互研究	2
4. 体育史実	10%	6	1. 体育発展の史実	2
			2. 国際及び全国大会の組織	1
			3. 国際運動競技	1
			4. 運動故実	2
5. 運動審判と指導	20%	12	1. 簡易運動規則（小サッカー，少年バスケットボール，野球，陸上競技等）	4
			2. 運動審判の原理と方法	2
			3. 運動指導の法則	2
			4. 実習或いは相互研究	4

となっている。
(25)

D. 大学・専門学校

現在の中華民國の大学・専門学校は 29校で，そのうち大学は 14校（国立 4，省立 3，私立 7）である。その体育の授業は民国 29年（1940年）の「専科（専門）以上学校体育実施方案」で毎週少なくとも 2時間，4年間必修となっていたが，最近，前の 2年必修，後の 2年選択と改められた。

現行の「専科以上学校体育課程標準草案」によると，

目 標

1. 身体を鍛錬し，機体の發育を健全にする。
2. 社会道德を培養し，民族精神を發揚する。
3. 生活上と国防上の応用技能を訓練する。
4. 運動を正当娯楽とし，身心調節の習慣を養成する。

授 業 時 数

1. 各学年一律に必修とし毎週 2時間で每学期 1学分とする。
(26)
2. 毎日 15分の体操。師範専門学校と師範大学では必修とし，その他の学校では状況により実施する。
3. 課外運動は毎週 100分。

授 業 内 容

主教材の種類，要項，百分比は（最低で全教材の 70%），

教材種類	性別	百分率	教材要項
1. 体 操	男	10%~15%	徒手，マット，鉄棒，平行棒，鞍馬，吊環
	女	5%~10%	徒手，マット，跳箱，段違平行棒，平均台

中華民國の体育とスポーツ

2. 陸上競技	男	25%~35%	トラック、フィールド、ハードル、10種競技
	女	15%~20%	トラック、フィールド、リレー、ハードル、5種競技
3. 球技	男	30%~40%	サッカー、バスケットボール、バレーボール、野球
	女	25%~35%	バスケットボール、バレーボール、ソフトボール、バドミントン
4. リズム運動	男	5%~10%	フォークダンス、踢踏舞踊
	女	25%~35%	フォークダンス、古典舞踊、現代舞踊、創作舞踊

であり、

選択教材の種類、要項は（最高で全教材の30%）、

教材種類	教材内容
1. 自衛活動	国術、相撲、柔道、拳撃、射撃等
2. 水上運動	水泳、飛込、ボート、水上スキー、水球、救助法等
3. 氷上及び雪上運動	スケート、スキー、アイスホッケー等
4. 球技	庭球、ラグビー、ホッケー、バドミントン、ハンドボール、卓球、デッキテニス
5. 休日の運動	登山、遠足、乗馬、グライダー、自転車、各種遊戯と野外活動

（附 記）

1. 上記の教材は男女学生の身心の状態に応じて選択して実施する。
2. 教材の内容は各学校の実情に応じて訂正して実施する。
3. 教材の項目に記載されていない種目については各校の実情により増加して実施し得る。

実施方法

1. 授業は主教材と選択教材の両方を実施する。
2. 設備或いは他の理由により選択教材の授業の実施が不可能の場合には、主教材の % を増して実施する。
3. 各教材の百分比の時間数は各校の毎学期の実際の時間数に分配して実施する。
4. 1, 2年の学生は各種の運動の基本訓練を行ない、2年終了後各個人の選択した種目を実施する。
5. 体育館、室内運動設備の無い学校が雨天その他の理由により戸外での授業が不可能の時は室内で体育理論または適當の運動を実施する。

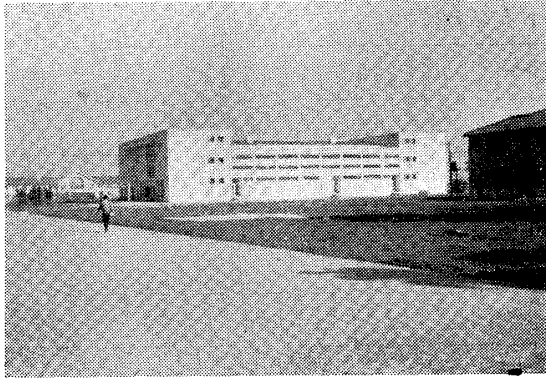
採点基準

1. 運動能力テスト50%。
2. 学習態度と理論テスト30%。
3. スポーツマナー20%。

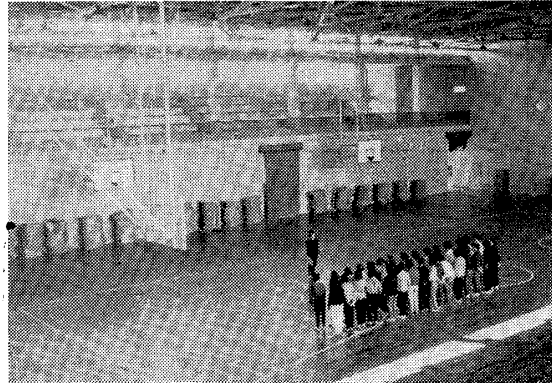
となっている。
(27)

しかし、「専科以上学校体育課程標準草案」が出されてはいるものの、大学の体育は学校の施設の関係でかなり異なっているので、2, 3の例を掲げてみる。

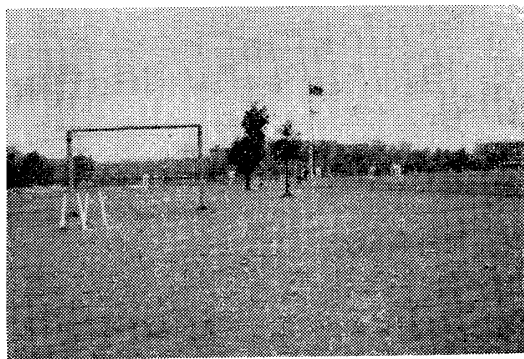
第2図 国立台湾大学体育館



第3図 同 内 部



第4図 国立台湾大学グラウンド



国立台湾大学

国立台湾大学は日本領時代の台北帝国大学の跡に設けられたもので、体育施設は旧帝大時代のものと新たに造ったものとのである。

国立台湾大学の体育教員は訓導処に属しており、教員数は17名(内女子5名)で、1学年の学生数は約2,000名である。

体育実技は週2回(1回50分)、第1・第2学

年生が実施し、種目はバスケットボール、バレーボール、陸上競技で雨天の際に教室があれば
ルールの説明をする。保健、理論の講義は教室不足のため実施していない。

同校の体育施設は、

バスケットボールコート4, バレーボールコート3, 庭球コート4, 野球場1, 400米トラック1, 体育館1, プール(予定)である。

台湾省立師範大学

台湾省立師範大学は日本領時代の旧制台北高等学校の跡に設けられている。同校は中学校以上の学校の教員養成を目的とする学校であり、体育専攻学生もいるので体育施設も整い教員数も多いので、体育は4年まで必修とし週2時間実施している(体育専攻、童子軍専攻学生を除く)。

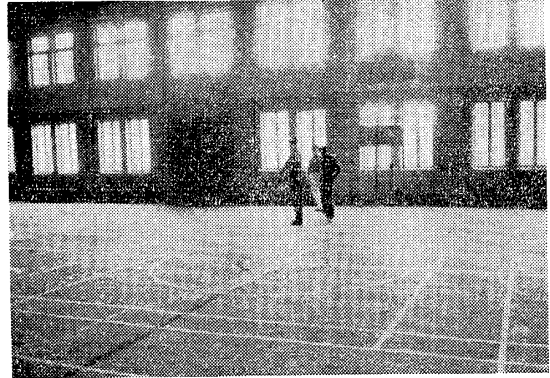
同校の体育の目標は、

1. 身体を鍛練し、身体、機能を健全に發育させる。
2. 公私の人品と道徳を教育し、民族精神を發揚する。
3. 生活上及び国防上の応用技能を訓練する。

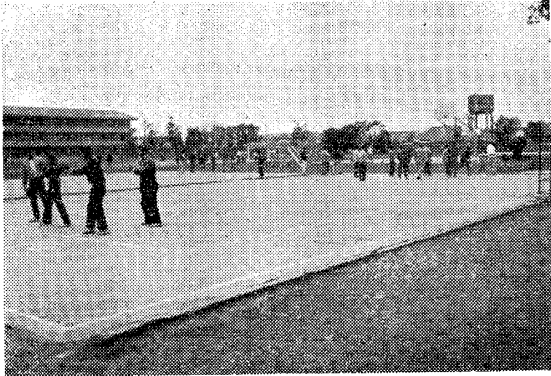
第5図 師範大学体育館正面



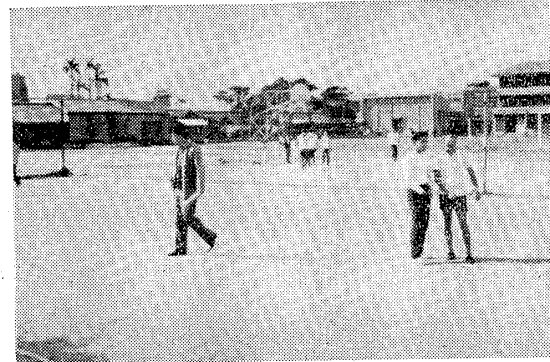
第6図 同体育館内部



第7図 同 授業



第8図 同グラウンド



4. 衛生上運動時に身心を調節する習慣を養成する。

5. 集団活動を注意し、教育機能を完成する。

であり、授業内容は、

第1学年

男子

1. バスケットボール、
2. バレーボール、
3. 野球、
4. サッカー、
5. 陸上競技、
6. 巧技、
7. 水泳。

女子

1. バスケットボール、
2. バレーボール、
3. ソフトボール、
4. リズム運動、
5. 陸上競技、
6. 巧技、
7. 水泳。

第2学年

男子、女子ともに第1学年に同じ。

第3学年

男子

1. バスケットボール、
2. バレーボール、
3. 野球、
4. 陸上競技。

女子

1. バスケットボール,
2. バレーボール,
3. リズム運動,
4. 陸上競技,
5. ソフトボール。

第4学年

男子

1. バスケットボール,
2. バレーボール,
3. 陸上競技。

女子

1. バスケットボール,
2. バレーボール,
3. ソフトボール,
4. リズム運動。

となっている。

同校の体育施設は、

体育館1, 400米トラック1, 25米プール1, バレーボールコート2, バスケットボールコート5, サッカーグラウンド1, ラグビーグラウンド1 (フィールド内), 庭球コート1。である。

体育実技の採点は出席30%, 実技70% (体育専攻は出席20%, ノート20%, 実技60%)。

民国49年(1960年)12月現在の体育担当の教員は31名(内女子4名)で、教授7名、助教授8名(内女子2名)、講師9名(内女子1名)、助手7名(内女子1名)である。⁽²⁸⁾

体育専攻、童子軍専攻学生以外の学生の時間割には体育講義の時間は組まれていないが、適時体育実技の時間内に講義を行なっている。

中華民國の大学の体育は以上の例の通り体育実技に主眼点を置いているが、例外として、台北の私立台北医学院(医科大学)では実技と講義を半々に実施している。

- (4) 中華民國憲法第13章第5節第158条～第167条。
- (5) 現行学制は大陸に復歸した時に直ちに適用出来るためのものである。台湾では設置されていない簡易師範学校、簡易師範科、1～2年制初級職業学校等がふくまれている。
- (6) 江良規、呉文忠著「體育行政」民国47年(1958年)、正中書局(台湾台北)29頁。
- (7) 前掲(6)書29頁～30頁。
- (8) 前掲(6)書30頁。
- (9) 教育部国民体育委員会編「體育法令彙編」民国41年(1952年)、東方書店(台湾台北)、小学校11頁、初級中学校23頁、高級中学校31頁。
- (10) 前掲(9)書、小学校15頁、初級中学校24頁、高級中学校31頁、師範学校49頁。
- (11) 前掲(9)書、小学校11～14頁、初級中学校24～26頁、高級中学校31～33頁、師範学校50～51頁。
- (12) 錢形の皮を下に敷き、その上に銅錢または鉛や錫を置き、その上に鷲または鶏の羽をたばねて皮で縛った一種のはね。これを足で蹴上げて遊ぶ。詳しくは法学研究別冊「教養論叢第5号」の拙稿「中国における遊戯」参照。
- (13) 前掲(6)書31～33頁。
- (14) 教育部國民教育司編印「中華民國51年7月教育部修正公布國民學校課程標準」117～118頁。
- (15) 教育部中等教育司編「中華民國51年7月教育部修正公布中學課程標準」民国51年(1962年)、正中書局(台湾・台北)、123頁。

- (16) 前掲(15)書, 387頁。
- (17) 前掲(14)書, 121~122頁。
- (18) 前掲(15)書, 123頁。
- (19) 前掲(15)書, 387頁。
- (20) 前掲(14)書, 119~121頁。
- (21) 前掲(14)書, 65~68頁。
- (22) 前掲(15)書, 124~147頁。
- (23) 前掲(15)書, 388~415頁。
- (24) 教育部中等教育司編印「修訂師範學校課程標準草案」民國51年(1962年), 115~120頁。
- (25) 前掲(24)書, 289~292頁。
- (26) 学分とは一種の単位制で週2時間なら1学期(2学期制の場合), 週1時間ならば1年で1学分となる。
- (27) 専科以上學校体育課程標準草案印刷物。
- (28) 台灣省立師範大學編印「師大課程綱要」民國48年(1959年), 13~14頁, 19~20頁, 22~24頁。

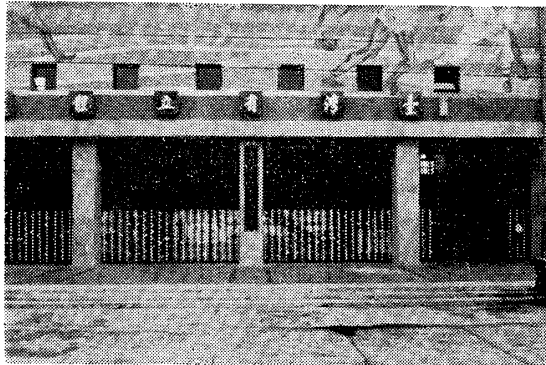
3. 体育教員の養成

民國34年(1945年)の終戦により台湾は日本の手を離れて中国の領土にもどり, 中国各地に体育教員養成の學校が設立され, 台湾にも民國35年(1946年)台灣省立師範大學体育学科, 民國36年(1947年)台灣省立台北師範學校体育科が設立されたが, その後中華民國政府が台湾に移転し學校教育が充実されると体育教員の不足がocこり, その不足を補なうために民國39年(1950年)台灣省立台南師範學校体育科, 民國50年(1961年)台灣省立体育専科(門)學校が設立された。

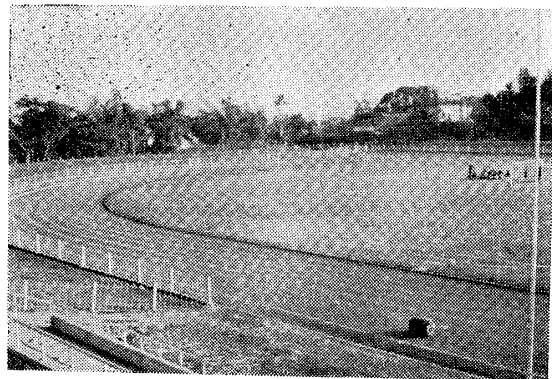
台北, 台南兩師範學校の体育科は國民學校の体育専科教員を養成する目的で設立され, 修業年限は3年である。

台灣省立体育専科(門)學校は師範大學の体育学科の卒業生のみでは中學校の体育教員が不足

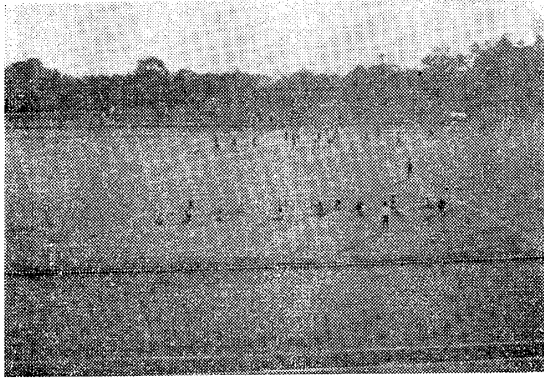
第9圖 体育専科學校正面入口



第10圖 体育専科學校グラウンド



第11図 同授業風景



するのでそれを補う為に設立されたもので台中にある台湾省立体育場の全施設を使用しており、陸上競技場のスタンドの下を教室にしている。

同校の使用している体育施設は、体育館1、バレーボールコート6、50米プール（飛込台付）1、500米トラック1、野球場1、器械体操場1、サッカー（フィールド内）1となっている。

学生数は1学年100名、修業年限3年であるが、初級中学卒業生を入学資格とする6年制課程を設ける予定となっている。

民国35年（1946年）に日本領時代の旧制台北高等学校跡に設立された台湾省立師範学院（大学）には体育専攻科が設けられ、民国37年（1948年）に体育学部となり5年制（5年は全部実習）となり、民国43年（1954年）に体育衛生学部となった。民国44年（1955年）に師範大学改称に伴ない教育学部体育衛生学科となり、民国48年（1959年）に衛生学科が独立したために教育学部体育学科となった。

中華民國においては戦前の日本と同様に教員養成の学校のうち師範という名のつく学校の授業料は全額免除されている。師範大学は全寮であり、寄宿舎費、食費も免除され、教科書、制服も支給され、5年目の実習の時には給料が支給されている。そのために成績優秀なものが初級中学卒業で師範学校に、高級中学卒業で師範大学に進学している。

体育教員養成学校の体育の授業並びに内容の例として師範大学体育学科の例を引くと、

第1学年

実技（前期4時限、後期3時限）7学分

男子——陸上競技、巧技、水泳、体操遊戯（各1学分）、リズム運動、サッカー、バスケットボール、バレーボール（各0.5学分）。

女子——陸上競技、巧技、水泳、体操遊戯、リズム運動（各1学分）、バスケットボール、バレーボール（各0.5学分）。

第2学年

講義

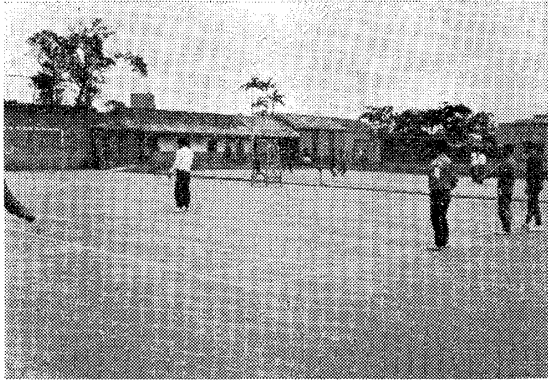
運動競技審判法、指導法（4学分）

実技（4時限）8学分

男子——陸上競技、巧技、水泳、ボクシング（各1学分）、バスケットボール、サッカー、バレーボール、野球（各0.5学分）。

女子——陸上競技、巧技、水泳、ソフトボール、リズム運動（各1学分）、バレーボール、バ

第12図 師範大学の授業

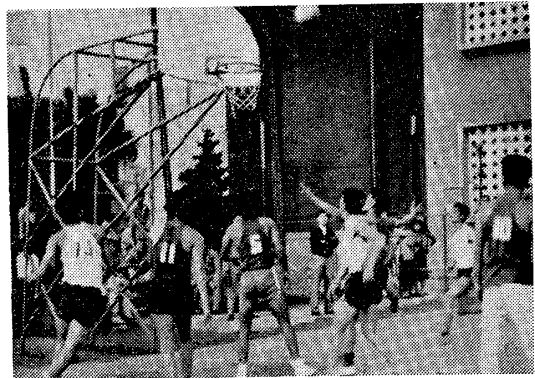


第13図 師範大学の授業



スケットボール，バドミントン（各0.5学分）。

第14図 師範大学の授業



第3学年

講義〔（ ）内は毎週授業時数〕

体育原理（2），体育行政（2），人体運動学（2）（各4学分），童子軍教育（3），体育教材及び教授法（3）（各3学分—半年授業）。

実技（4，5時限）9学分。

男子——陸上競技，巧技，水泳，国術（各1学分），バスケットボール，サッカー，バレーボール，野球，ラグビー（各0.5学分）。

女子——陸上競技，水泳，リズム運動，バドミントン，国術（各1学分），バレーボール，ソフトボール（各0.5学分）。

第4学年

講義〔（ ）内は毎週授業時数〕

体育史（前期3—3学分），衛生学（2），体育測定・体育統計（2）（各4学分）。

実技（前期4，後期5）9学分。

男子——巧技（1.5学分），体操遊戯，バスケットボール，サッカー，ボクシング（各1学分），陸上競技，水泳，野球（各0.5学分）。

女子——陸上競技，水泳，ソフトボール（各0.5学分），体操遊戯，バスケットボール（各1学分），リズム運動（1.5学分）。

と必修課目はなっており，他に選択課目として，体育心理，運動生理，軍事体育，小学体育，社会体育，運動衛生学の講座が設けられたとい⁽³⁰⁾る。

省立体育専科学校の授業時数と内容は〔（ ）内は学分〕，

第1学年

講義

解剖学 (4 学分)

実技 週12時限

男子——陸上競技, 水泳, 巧技, 体操遊戯 (各2 学分)。バスケットボール, バレーボール, サッカー, ソフトボール (各1 学分)。

女子——陸上競技, 水泳, 体操遊戯, リズム運動 (各2 学分), 巧技, バスケットボール, バレーボール, ソフトボール (各1 学分)。

第2 学年

講義 前期18時限, 後期12時限

人体生理学, 体育原理, 人体機動学—キネシオロジー (各4 学分), 体育史, 審判法, 指導法 (各3 学分)。

実技 週12時限

男子——陸上競技, 水泳, 巧技, 野球 (各2 学分), サッカー, バドミントン, バスケットボール, バレーボール (各1 学分)。

女子——陸上競技, 水泳, 巧技, リズム運動 (各2 学分), バスケットボール, バレーボール, ソフトボール, バドミントン (各1 学分)。

第3 学年

講義 週10時限

体育分科教材教法 (4), 体育測驗と統計 (4), 体育行政 (4), 運動生理学 (4), 衛生学 (2), 医薬常識と救急法 (2)。

実技 週12時限

男子——陸上競技, 水泳, 巧技, バスケットボール, バレーボール, サッカー, 野球, 庭球, ラグビー (各1 学分), ボクシング, 柔道, 国術, レスリング (各0.5 学分)。

女子——巧技, リズム運動, バドミントン (各2 学分), 陸上競技, 水泳, バレーボール, バスケットボール, ソフトボール (各1 学分), 庭球, 国術 (各0.5 学分)。⁽³¹⁾

実習

週4 時限

となっている。

(29) 体育研究所紀要第2 卷第1 号33頁。

(30) 前掲(28)書, 111~136頁。

(31) 台湾省立体育專科学学校教科課程一覽。

4. 童子軍教育と軍事教練

中華民国においては初級中学校で童子軍教育，高級中学校で軍事教練（学科と実科，女子は軍事看護），専門学校・大学で軍事教練（学科，女子は軍事看護）を実施している。

初級中学校の童子軍教育は軍事教練に入る前の団体訓練として実施していると考えられる。

童子軍教育は各学年共週1時間，3学年で120時間実施されている。

その目標は，

1. 各種の活動の機会を利用し，手腕と頭脳を併用し，文武合一の訓練を行ない，学生の優良な品性と作業能力を養成し，智仁勇兼備の青年たらしめる。
2. 博愛精神を發揚し，実践力行を重視し，一日一善を提唱し，学生をして楽しんで社会に奉仕する補助員たらしめる。

となっている。

授業内容は，

童子軍教育は3学年に120時間となっているがその内わけは，活動訓練毎学年20時間，服務（社会奉仕）訓練毎学年16時間，予備時間毎学年4時間となっている。

第1学年

1. 活動訓練

（1）活動技能，（2）戸外活動。

2. 服務訓練

（1）服務技能，（2）服務活動。

第2，第3学年も第1学年に同じ。

教科内容はボーイスカウト訓練に非常に良く似ており，団体訓練，通信法，方位測定，露營，炊事，工作，防護常識，救急法，看護常識，戦時常識等を含んでいる。⁽³²⁾

軍事教練

高級中学校

目標

1. 学生の高尚な品格を陶冶し，服務知識を充実し，国家觀念を強固にする。
2. 学生の健全な体力と気魄を鍛練し，良好な生活習慣を養成する。
3. 現代の軍事常識を注入し，文武兼備の優秀な人材を教育する。

授業時数

各学年共週2時間。

授 業 内 容

各内容の授業時数と百分比と各学期の配分基準は、

	課 程	全 期 時 数	百 分 比	第1学年		第2学年		第3学年	
				前期	後期	前期	後期	前期	後期
男 子	軍 事 学 科	74	35 %	8	8	12	12	18	18
	軍 事 術 科	112	51 %	24	24	20	20	14	10
	教 育 予 備	30	14 %	4	4	4	4	4	8
	合 計	216	100 %	36	36	36	36	36	36
女 子	軍 事 学 科	24	12 %	4	4	6	6	4	0
	軍 事 術 科	38	17 %	8	8	6	4	6	6
	簡 易 看 護 教 育 予 備	124	57 %	20	20	20	22	22	20
	合 計	216	100 %	36	36	36	36	36	36

となっている。

各教科の内容は、

男 子

第1学年

学 科 [()内は授業時数]

軍事教練規範と軍事管理 (8), 軍隊用語 (2), 射撃教育 (6)。

術 科 [()内は授業時数]

各個教練 (徒手, 執銃) (36), 射撃教練 (12)。

教育予備と試験 (8)

第2学年

学 科

機密保持と防諜 (4), 防空常識 (8), 対空挺戦常識 (4), 原子・生物・化学戦防護常識 (8)。

術 科

分隊教練 (24), 射撃教練 (8), 劈刺教練 (8)。

教育予備と試験 (8)。

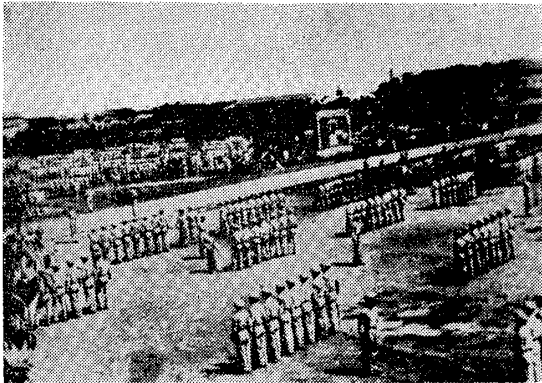
第3学年

学 科

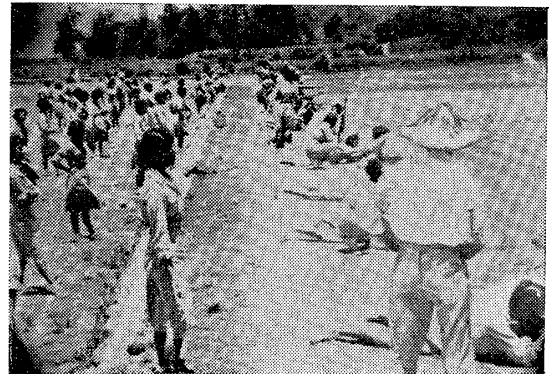
中華民國軍人読訓 (4), 国軍概況 (8), 兵役法令 (6), 戦地政務 (16)。

術 科

第15図 軍事教練 (男子)



第16図 軍事教練 (女子)



小隊教練 (14), 射擊教練 (4), 劈刺教練 (14)。
教育予備と試験 (8)。

女子

第1学年

軍事学・術科 [()内は授業時数]

軍事教練規範と軍事管理 (4), 軍隊用語解説 (2), 射擊教育 (2), 各個基本教練 (徒手, 執銃—12), 射擊教練 (4)。

簡易看護 [()内は授業時数]

簡易看護訓練の意義と目的 (2), 救急法 (14), 繃帯法 (10), 傷者・患者運搬法 (6), 疫病常識 (8)。

教育予備と試験。

第2学年

軍事学・術科

防空常識 (6), 原子・生物・化学戦防護常識 (6), 分隊基本教練 (6), 射擊教練 (4)。

簡易看護

簡易看護技術 (42)。

教育予備と試験 (8)。

第3学年

軍事学・術科

機密保持・防諜 (4), 小隊基本教練 (8), 射擊教練 (4)。

簡易看護

簡易看護技術 (30), 看護常識と保健知識 (4), 軍隊衛生 (4), 衛生勤務 (3), 赤十字社 (1)。

教育予備と試験 (14)。

(附 記)

第2学年女子の防空常識、原子・生物・化学戦防護常識は男子学生と同時に実施し、不足の時間数は教育予備の時間をあてる。
(33)

となっている。

大 学

専門学校、大学の軍事教練は第1・第2学年で実施し、男子は軍事常識の学科、女子は衛生と国防常識の学科となっている。術科については暑期訓練を実施しているがこれは国防部の主管なので学校当局は関係していない。

各学年の内容は、

第1学年

男 子 [()内は授業時数]

国防常識 (46)、試験 (8)、教育予備時間 (6)。

女 子 [()内は授業時数]

家庭衛生 (34)、社会衛生 (12)、試験 (8)、教育予備時間 (6)。

第2学年

男 子

戦史 (46)、試験 (8)、教育予備時間 (6)。

女 子

社会衛生 (28)、国防常識 (18)、試験 (8)、教育予備時間 (6)。

となっている。

(34)

軍事教練は第1、第2学年の必修課目で週2時間の授業であるが単位にはならない。なお、各学校には配属将校が配属されている。

(2) 前掲(15)書、455~474頁。

(3) 前掲(15)書、474~488頁。

(4) 前掲(28)書、10~12頁、17~18頁。

5. 体育団体と競技会の開催

A. 体 育 団 体

現在の中華民國には各種の体育団体があるがその主たるものは、

中華全国体育協進会

台湾省体育会

専科以上学校体育联合会

である。

中華全国体育協進会は中国国内オリンピック委員会でもあり、わが国の体育協会にあたるもので中華民国中央政府所在地に設けられる。

その下部組織には、

中華全国田徑（陸上競技）委員会・中華全国棒球（野球）委員会・中華全国羽球（バドミントン）委員会・中華全国射撃委員会・専科以上学校体育聯合会・中華全国橄欖球（ラグビー）委員会・中華全国籃球（バスケットボール）委員会・中華全国体操委員会・国軍体育総会・中華全国卓球委員会・中華全国排球委員会・中国青年騎射協会・中国青年航空協会・中国青年航海協会・中華全国足球（サッカー）委員会・中華全国游泳委員会・中華全国ゴルフ委員会・中華全国技撃（ボクシング、柔道、剣道等）委員会・中華全国挙重（重量挙）委員会・中華全国網球（庭球）委員会・中華全国少年籃球推广委員会・台湾省体育会・本会フィリッピン分会・本会韓国分会。

が属している。

中華全国体育協進会の規約は5章31条からなっており、民国46年（1957年）11月16日に台湾移転以後の第1回大会を通過し、同年12月23日内政部社127970号で通知された。

本会の会員は団体会員と個人会員に分かれており、有資格者は会員2人の紹介で理事会で承認されれば会員となることが出来ると規定されている。

団体会員の資格は、

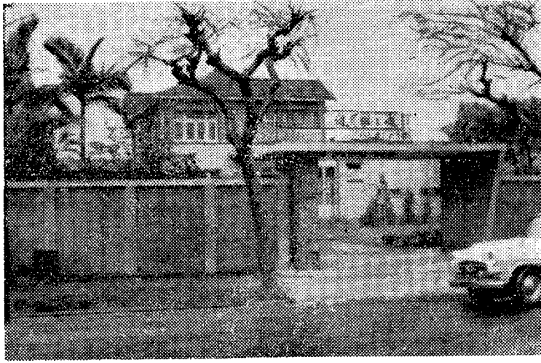
1. 国務院直轄の省・市及び蒙古・西藏地区の体育会。2. 全国的の各種体育、スポーツ団体。3. 全国的の青年体育運動団体。4. 海外各地区の華僑体育並びに体育団体。5. 国軍の最高体育団体。

となっており、個人会員の資格は、

満18歳以上の中華民国国民で次の資格を有するもの。1. 国内国外の大学、専門学校の体育専攻課程の卒業生で現在体育関係の仕事に従事している者。2. 短期の体育の訓練（少なくとも半年）を受けて5年以上体育関係の仕事に従事しているもの。3. 主管機関の行なう検定に合格して体育関係の仕事に満3年従事しているもの。4. 国家の代表としてオリンピック、アジア大会或いは種目別世界選手権大会に出場した者（年齢に制限なし）。5. 本会の理事、監事或は全国的体育、スポーツ団体の理事、監事。6. 体育事業に熱心で名声の高い者。となっている。

なお、民国49年（1960年）12月25日の会員大会で、社会体育の推進、海外各地に中華体育協進会の組織、中華体育学会の復活、全国の運動器具の規格の統一、体育関係書の出版、研究所の設立、技術水準の提高、競技場の設立、学校体育施設の拡充等についての決議を行なってい

第17図 台湾省体育会本部



下部組織には、田徑（陸上）、游泳（水泳）、籃球（バスケットボール）、排球、棒球（野球）、壘球（ソフトボール）、橄欖球（ラグビー）、足球（サッカー）、羽球（バドミントン）、網球（庭球）、卓球、撞球、柔道、拳擊（ボクシング）、拳重（重量挙）、擊劍、射撃、体操、自由車（自転車）、山岳、划船（ボート）の21の体育協会と各縣市体育会とがある。また、種目別体育会は各地に支部を持っている（例、台湾省棒球協會台南支部）。

台湾省体育会の事業の主たるものは全省運動会である。

専科以上学校体育聯合会は民国35年（1946年）に設立され、専門学校以上の競技会を開催している。加盟校は年に3回以上連合会の主催する競技に参加する義務を有しており、1学期に3～5回の大会を行っており、会場は加盟校の持ち廻りとなっている。

B. 競技会の開催

1. 国内競技

現在各種の種目別、総合、業種別の競技会が行なわれているが、その主たるものは、

全省運動会

台湾全省運動会は台湾が中国に復歸した第2年目の民国35年（1946年）に第1回を台湾大学競技場で10月25日～31日に開催した。これは日本の国民体育大会のごときもので県、市が参加単位となっており、台湾省内一周の聖火リレーも民国36年（1947年）の第2回大会から行なわれ、第4回（民国38年—1949年）からは開催日も10月25日からと決定された。

競技種目も、第1回の15（男子9——陸上・水泳・サッカー・バスケットボール・バレーボール・庭球・野球・卓球・ラグビー、女子6——陸上・水泳・バスケットボール・バレーボール・庭球・卓球）が、第17回（民国51年—1962年）には30（男子18——陸上トラック・陸上フィールド・水泳・自転車・サッカー・ラグビー・バスケットボール・バレーボール・庭球・軟式庭球・野球・卓球・バドミントン・柔道・重量挙・ボクシング・国術・体操、女子11——陸上トラック・陸上フィールド・水泳・バスケットボール・バレーボール・庭球・軟式庭球・ソフトボール・卓球・バドミントン・体操、混合運動）となった。

る。本会の事業は全国大会の開催である。

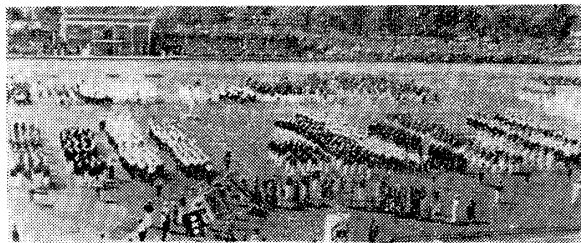
台湾省体育会は中華全国体育協進会の下部組織であるが、現在の中華民國の現状からすれば台湾省体育会を無視しては競技会も成立しないし、ほとんどの選手が台湾省体育会に所属している。

台湾省体育会の所在地は中央政府所在地の台北で（台湾省政府所在地は台中郊北）、その下

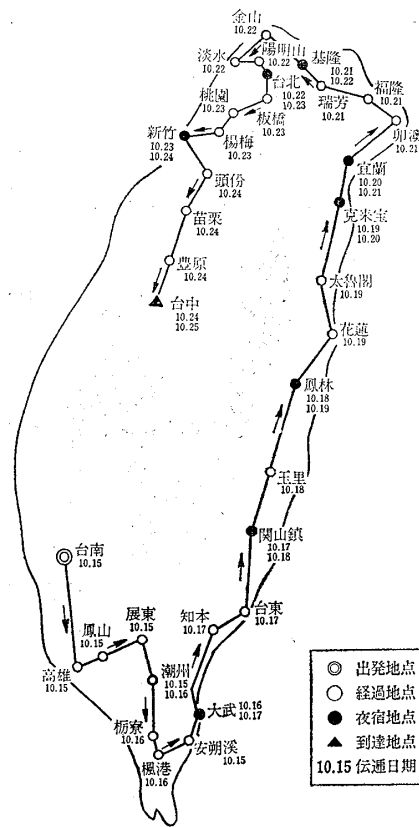
第18図 第17回全省運動会プログラム



第20図 第17回全省運動会入場式



第19図 同左聖火リレーコース



第17回全省運動会のプログラムによると各回の開催地，競技種目，参加選手数は次の通り。

	年度	開催地	競技種目	参加単位	参加選手
第1回	民国35年	台北市	15	26	3715—男 3046, 女 669
第2回	民国36年	台中市	15	17	1938—男 1385, 女 553
第3回	民国37年	台南市	16	17	1741—男 1307, 女 434
第4回	民国38年	台北市	17	17	1929—男 1395, 女 524
第5回	民国39年	高雄市	17	20	2237—男 1649, 女 538
第6回	民国40年	台北市	17	22	2581—男 1915, 女 666
第7回	民国41年	屏東市	17	22	2435—男 1817, 女 618
第8回	民国42年	台北市	19	22	2653—男 2024, 女 629
第9回	民国43年	陽明山 ⁽³⁵⁾	19	22	2728—男 2129, 女 599
第10回	民国44年	台北市	19	22	2580—男 1977, 女 603
第11回	民国45年	台中市	20	22	2820—男 2118, 女 702
第12回	民国46年	台北市	28	22	2884—男 2257, 女 627
第13回	民国47年	台中市	28	22	3050—男 2372, 女 678
第14回	民国48年	新竹県	30	22	2900—男 2315, 女 585
第15回	民国49年	台中市	29	22	2913—男 2250, 女 663
第16回	民国50年	高雄市	30	22	3342—男 2595, 女 747
第17回	民国51年	台中市	30	22	2773—男 2313, 女 466

第11回大会からは開催地も省政府所在地の台中と他の都市が交互に開催するというように改

められた。

第17回大会では大会新記録が15、全国新記録が4樹立された。

台湾全省中等以上学校運動会

台湾全省中等以上学校運動会は民国41年(1952年)に中等学校運動会として第1回を開催し、民国45年(1956年)の第5回から中等以上学校運動会として大学・専門学校も含むようになった。

第1回から第12回までの開催地、参加校数、参加人員は、

		開催地	参加校数		参加人員	
			中学	大・専	中学	大・専
第1回	民国41年	台北市	95校		1337	
第2回	民国42年	台北市	99校		1563	
第3回	民国43年	台北市	111校		1491	
第4回	民国44年	台中市	142校		1801	
第5回	民国45年	台北市	142校	11校	2004	242
第6回	民国46年	台中市	155校	15校	2086	263
第7回	民国47年	台中市	168校	15校	2773	280
第8回	民国48年	台中市	169校	17校	2804	348
第9回	民国49年	台中市	184校	15校	2073	305
第10回	民国50年	台中市	186校	17校	2028	325
第11回	民国51年	台中市	245校	22校	2234	393
第12回	民国52年	嘉義市	271校	19校	2948	372

である。

この大会は、大学・専門学校、高級中学、初級中学の三部門に分かれており、競技種目は、
大学・専門学校

男子——陸上競技、混合競技(400米継走、1600米継走、10種競技)、国防体育、体操。⁽³⁶⁾

女子——陸上競技、混合競技(400米継走、800米継走、5種競技)、体操。

高級中学校

大学専門学校の種目から10種競技、5種競技を除いたもの。また、継走は陸上競技に含めて混合競技の種目としていない。

初級中学校

男子——陸上競技(100米、200米、400米、800米、200米低障害、400米継走、走高跳、走幅跳、砲丸投、円盤投、槍投)、体操(徒手、跳馬)。

女子——陸上競技(100米、200米、800米低障害、200米継走、400米継走、走高跳、走幅跳、砲丸投、円盤投)、体操(徒手、跳馬、平均台)。

となっている。

この大会は例年3月末から4月初にかけて4日間にわたり開催されている。また、大学・専

門学校の部では体育専攻学生のいる師範大学と体育専科学校が圧倒的な強さを發揮している。

全省運動会、中上学校運動会のほかに専科以上学校体育联合会、台湾省体育会の下部組織の各競技団体の主催する競技会或いは公務員競技会等が行なわれている。

2. 対外競技

中華民國はオリンピック、アジア大会始め各種の種目別世界選手権大会に参加している。これらの国際競技への参加は中華民國 N. O. C. の中華全国体育協進会を窓口として行なわれている。競技種目によっては国際競技連盟の加盟団体となっていないものもあり（例、体操）、また、中華民國と中華人民共和国の両方が加盟しているものもある。現在の中華民國は各種競技会の開催地が共産圏の場合は参加していない。国名についても China か Formosa かで大会のたびに問題になっている。

オリンピック

台湾移転以後3回（1952年、1956年、1960年）のオリンピックが開催されているが、1952年第15回オリンピック（ヘルシンキ）は台湾移転直後のために参加しなかったが、第16回メルボルン、第17回ローマのオリンピックと1960年の第8回冬季オリンピック（アメリカ・スコobarレー）には役員、選手を派遣している。

第16回オリンピック（メルボルン）

役員21名、選手24名参加、参加種目はサッカー、バスケットボール、陸上競技、射撃、重量挙げであったが、競技結果はみるべきものはなかった。

第17回オリンピック（ローマ）

役員22名、選手49名参加、参加種目はサッカー、バスケットボール、陸上競技、水泳、重量挙げ、拳闘、射撃。

競技結果は、

陸上競技 楊傳廣 10種競技第2位（8334点）、他は予選で失格。

水 泳 予選で失格。

射 撃 36位、46位失格。

拳 闘 一回戦で敗退。

重 量 挙 予選で敗退。

サッカー 予選リーグ3敗。

バスケットボール 予選リーグ3勝3敗。

第8回冬季オリンピック（スコobarレー）

役員1名選手3名参加。中華民國の冬季オリンピック参加は第8回が初めてである。中華民

国は世界スケート連盟、世界スキー連盟の会員でなかったためにその参加について悶着があったが、参加させることに決定した。選手は日本の日光湯元で練習をしてからアメリカに向かった。競技結果はみるべきものがなかった。

アジア大会

アジア大会は第2次大戦後の1951年(民国40年)に第1回が開催され、以後4年に1回オリンピックの中間年に開催されることになった。

民国40年(1951年)インドのニューデリーで開催された第1回大会には、台湾移転直後の政情不安定のために参加しなかった。民国43年(1954年)の第2回大会(マニラ)、民国47年(1958年)の第3回大会(東京)には出場した。なお、民国51年(1962年)の第4回大会(ジャカルタ)には国内予選も終り役員・出場選手も決定していたが、インドネシアの国内情勢から中華民國選手に対する入国拒否が起こり、参加することが出来なかった。
(37)

第2回大会

フィリピンマニラの第2回大会には役員、選手206人が参加し、陸上競技、サッカー、バスケットボール、水泳、射撃、レスリング、重量挙に出場した。

競技結果は(3位以上のもの)

優勝 サッカー、陸上競技10種競技。

2位 バスケットボール、男子円盤投、拳闘バンタム級、重量挙ヘビー級。

3位 陸上競技男子1万米、男子円盤投、男子400米、水泳女子400米継泳、重量挙ヘビー級。

であった。

第3回大会

東京の第3回大会には役員、選手209人が参加し、陸上競技(男子13、女子9)、水泳(男子7、女子7)、サッカー(22)、自転車(4)、重量挙(8)、拳闘(8)、バスケットボール(14)、バレーボール(14)、射撃(4)、庭球(男4、女2)、卓球(男女各4)、バドミントン(エキジビション6)、柔道(エキジビション4)に出場した。

競技結果は、参加20国中第3位で優勝6、2位11、3位17、4位12、5位8、6位11という成績であった。

その内訳は(3位まで)、

優勝 陸上競技男子400米障害、10種競技、サッカー、卓球男子単、重量挙ミドル級、拳闘ミドル級。

2位 陸上競技男子110米障害、1600米継走、走幅跳、水泳男子100米自由型、200米平泳、女子400米混継泳、バスケットボール、卓球男子複、射撃フリーライフル、小口径

3種、クレー。

- 3 位 陸上競技男子400米障害、女子走幅跳、砲丸投、円盤投、水泳男子800米継泳、100米平泳、女子400米継泳、飛板飛込、卓球女子複、女子団体、庭球女子単複、混合複、バレーボール9人制、射撃フリーピストル、自転車団体400米追抜。

であった。

民国51年(1962年)インドネシアのジャカルタで行なわれた第4回アジア大会に中華民國は役員選手の派遣を決定し国内予選を行なって選手を決定し、出発するまでになっていたが、インドネシアの政治状況から入国が出来ず第4回大会に出場することが出来なかった。

第4回大会に出場を予定されていた選手は80人でその内訳は、陸上競技6(男女各3)、水泳2、射撃3、重量挙げ3、拳闘7、サッカー20、バスケットボール12、バレーボール12、バドミントン4、卓球6(男4女2)、庭球4(男女各2)となっていた。

オリンピック、アジア大会の他に中華民國は世界バスケットボール選手権大会を始めとしてアジアバスケットボール、アジア卓球、アジア野球等の各大会にも出場しており、また、日本、韓国、フィリピン、香港、アメリカ等から各種の競技のチームが遠征しており(民国48年—1959年—39チーム、民国49年—38チーム)、中華民國からもそれらの国に選手を遠征させている。その他に中華民國台湾省社会体育考察団27名が民国51年6月～7月にかけて日本の体育組織、体育施設を視察したように、各国に視察団を派遣しており、世界各地で開催される体育関係の会議に代表を出席させている。

中華民國は現在国際オリンピック委員会(I.O.C.)の会員であり(中国N.O.C.としてではなく中華民國N.O.C.として)、アジア競技連盟はじめ各種競技団体の加盟国であるが、現在各競技団体でCHINAか、FORMOSAかで紛争が起きている。

(35) 陽明山のみは県でも市でもなく管理局と称する。

(36) 国防体育とは太平洋戦争中日本で実施した国防競技と同様の趣旨で行なっているもので、その種目は専門学校以上は手榴弾投、1600米武装競走、500米障害、竿登り、高級中学生は手榴弾投、800米武装競走、800米障害、竿登り。

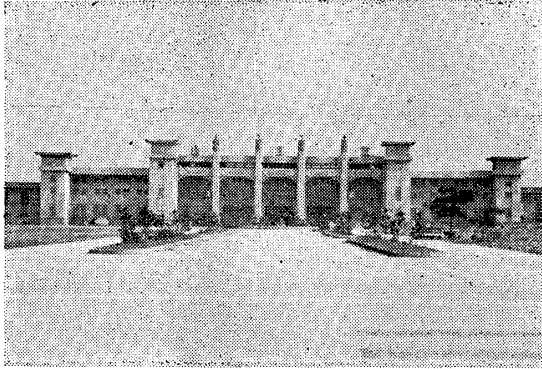
(37) 中華民國とインドネシアの間には国交がないため旅券に査照がとれないので招待状をもって査照に代えとしたが、軍部と共産党の二頭政治のインドネシアは共産圏諸国の圧力によりついに招待状を中華民國に送らなかった。

6. 体育施設・体育関係書

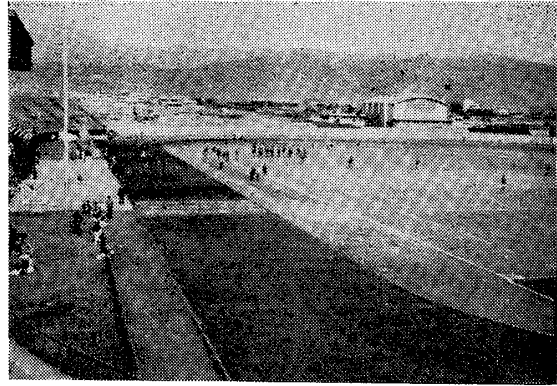
A. 体育施設

中華民國政府が台湾に移転した当時には日本領有時代の施設があったのみであったが、民国43年(1954年)に出された蔣介石総統の「民生主義育樂兩篇補述」の第3章第4節身体的康樂

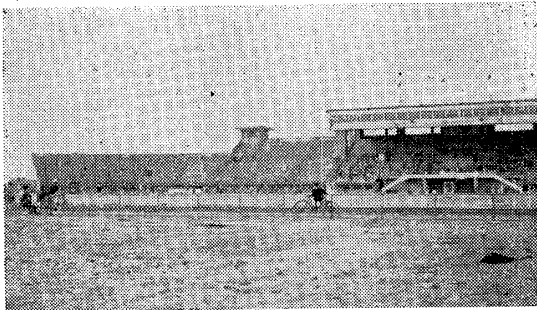
第21図 台北市陸上競技場正面



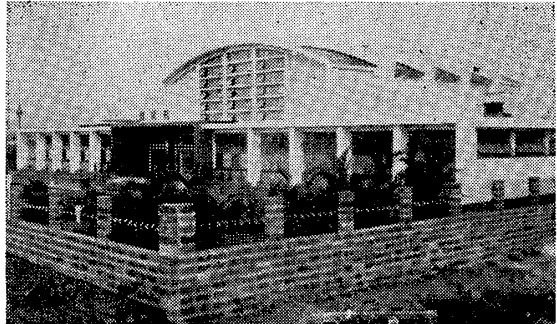
第22図 同 内部



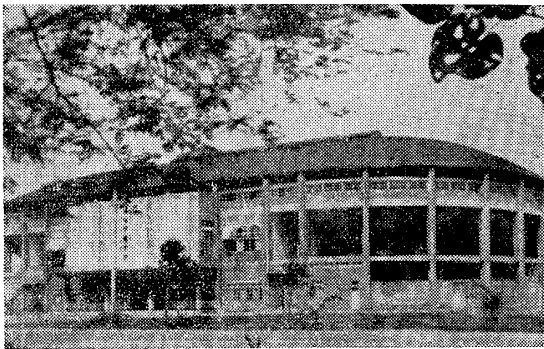
第23図 同 内部



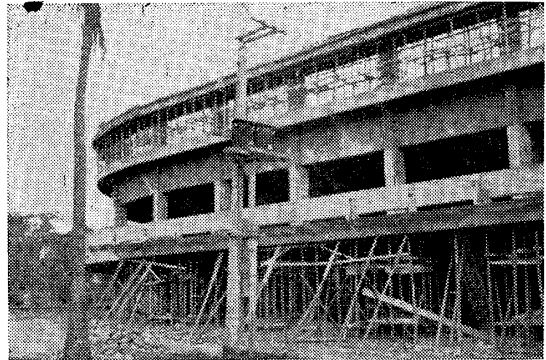
第24図 台北市体育場バドミントン場



第25図 高雄市体育館



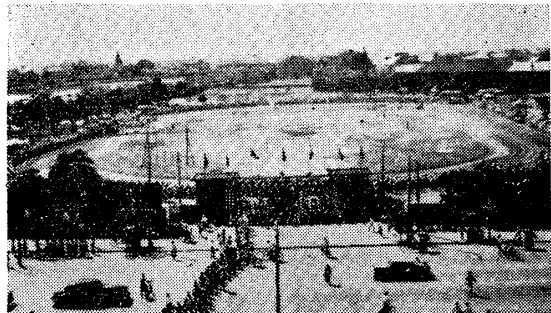
第26図 工事中の台中市省立体育場体育館



第27図 省立体育場体育館完成図

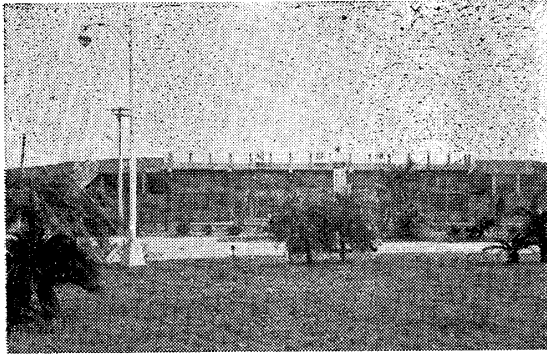


第28図 高雄市陸上競技場

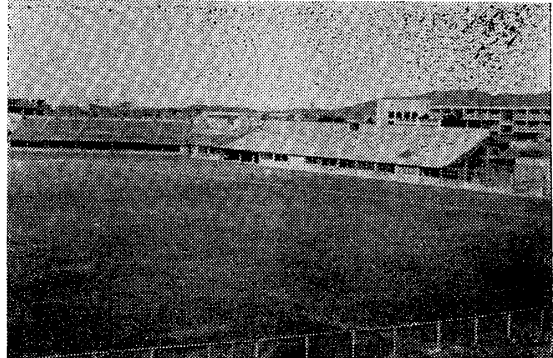


(第21~24図は台北市体育場林添和氏所蔵)

第29図 台北市野球場正面



第30図 同 内 部



(台北市体育场林添和氏所蔵)

に「国民体育を推進する為には体育館と運動場を普遍的に設けるのが最も重要である……」と述べているので中華民國政府、台湾省政府も体育施設の充実に力を注ぎ各地にグラウンド、体育館がつくられている。特に全省運動会が台中市と他の都市との交互開催ということになっているので、省運動会開催地となる都市は各種の体育施設をつくっている。特に高雄市の市体育場の体育館、台中市の省体育場の体育館はいずれも1万人以上の収容力を持っている。

野球は大陸から移って来た中国人は興味を持たず台湾省の人のみが行なっているため、野球場は各地にあるが台北市野球場以外はあまり良く手入れされていない。

営利事業としての体育館も設けられており、柔道場も各地に設けられている。

また、台湾大学を始め各大学の体育施設も整備されつつある。

B. 学術団体と体育関係書

中華体育学会は民国24年(1935年)に成立し、500人以上の会員をよとして「体育季刊」も発行して盛んに活動していたのであるが、中華民國政府の台湾移転以後はその活動を停止してしまっているが、現在中華体育学会再興の運動が続けられているので近い将来には再興されるものと思われる。

体育関係の書籍は師範大学体育学会、商務印書館、正中書局等から専門書、ルールの解説書、指導書等が数多く出されており、月刊、季刊、年刊の雑誌も出されている。

それは、

体 育 研 究	季 刊	台湾省立師範大学
今 日 体 育	季 刊	フィリッピンマニラ
体 育 世 界	月 刊	台北・体育世界社
中 華 体 育	月 刊	台北・体育世界社
台湾体育通訊	年 刊	台湾省体育会

他に旬刊の「偉華体育」並びに各競技団体が年鑑を出している。その他に「教育通訊」,「中等

教育」,「教育文摘」,「国教輔導」等の教育関係誌も体育の特集号を出している。

「体育研究」と「今日体育」は専門的な本であり,「体育世界」と「中華体育」はスポーツ誌的である。「中華体育」は月刊と称しているが発行は不定期であり,「偉華体育」は旬刊という発行法のために専門的な記事と報道的な記事を載せている。また「偉華体育」は民国51年より発行補助金を支給されている。

7. む す び

国共内戦に敗れた国民政府は民国38年(1949年)12月9日台湾に移った。国民政府の台湾移転以後の体育とスポーツについて述べたが,この時期は下野を声明した蒋介石総統が再び総統に復帰し(民国39年)その政府機構をかため,戦時体制をしき,本土恢復を策している。

台湾移転以後は米国の援助により徹底した革新を行ない,数年で長足の進歩をとげた。

体育・スポーツの面は他の方面の発展にくらべておくれていたが,最近にいたり,ようやく力を注ぎだした。

学校教育は民国36年(1947年)より施行された憲法により行なわれており,学校の施設も大部分は日本領有時代のものに手を加えて使用している現状である。なお,義務教育は小学校の6年間だけである。

台湾移転直後の教科課程は本土で行なっていたものをそのまま適用していたが,初級中学,高級中学の課程は民国39年に一部修正されたが,その後時代に適する教科課程に改められ,民国52年(1963年)から小学校から高級中学までは新課程による教育が行なわれることになった。師範教育については現在改訂中である。

現行の学校制度は昭和20年以前の日本の制度に非常に良く似ている。学校制度は本土に復帰した時にすぐ適用出来るように現在の台湾には設けられていない学校も含まれており,教科課程も本土に復帰してもすぐに適用出来るようになっている。

台湾移転直後の混乱期には競技会も殆んど開かれなかったが,全省運動会だけは国民政府が台湾に移転する以前の民国35年(1946年)から行なわれており,年々盛んとなり,競技種目も参加人員もふえて来ている。民国41年ごろになると一応のおちつきをみせたので中上校運動会を始めとして各種の競技会が開催されだし,競技記録を向上していつている。

国民政府が安定して以後はオリンピック,アジア大会を始めとして各種の世界選手権大会に参加しているが,この場合も会場が自由圏の場合に限られており,政治的理由から第4回アジア大会のように参加を希望しながらも入国を拒否されるということもおきており,中華民國の国際スポーツ界の立場は微妙である。

体育施設も初期には日本領有時代のもののみであったが、全省運動会を始め各種競技会の開催に伴って次第に整備され、各地にグラウンド・体育館等が設けられている。

施設の充実に伴って素質ある優秀選手が輩出しているが、指導者の不足と戦時体制のために兵役の義務があり、そのためにのび悩みの状態である。

台湾移転以後の体育とスポーツには、二つの中国の世界状況が大きな影響を与えている。

(附 記)

稿を終るに当たり、資料蒐集に訪台した際に、台湾省立師範大学呉文忠教授、楊基栄教授、台湾省立体育專科学学校校長周鶴鳴教授、廖漢水講師、台湾省立体育场龔頭耀氏、台北市立体育场林添和氏には資料につきいろいろと御教示を賜わり、かつ御蔵書の御惠贈をいただいた。ここに特記してあつく御礼申し上げます。

(昭和38年7月31日)